

「東西ジャニーズ Jr. Spring Paradise」

定価を超える価格で取引されたチケットに関するお知らせ

「チケット流通センター」や「チケットジャム」をはじめとする転売サイトや SNS での個人間売買等で、定価を超える価格で売買されたチケットにつきましては、「チケット不正転売禁止法」に抵触する恐れがあり、この法律の条項の規定に違反した者は、「一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」ものとされています。

大阪松竹座では、定価を超える価格で取引されたものと特定されるチケットでの入場をお断りいたします。

また、不正転売の防止を目的として、適時ご入場時の「本人確認」を行いますので、必ず本人確認可能な身分証明書などをご持参くださいますようお願い致します。

令和5年2月17日

大阪松竹座